

2019年10月1日から

障害のある子どもが満3歳になって

初めての4月1日から就学までの3年間

児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、

「満3歳になって初めての4月1日から

就学までの3年間」です。

(具体的な対象者の例)

児童の生年月日	無償化対象期間
平成25年(2013年)4月2日から 平成26年(2014年)4月1日まで	令和元年(2019年)10月1日から 令和2年(2020年)3月31日まで
平成26年(2014年)4月2日から 平成27年(2015年)4月1日まで	令和元年(2019年)10月1日から 令和3年(2021年)3月31日まで
平成27年(2015年)4月2日から 平成28年(2016年)4月1日まで	令和元年(2019年)10月1日から 令和4年(2022年)3月31日まで

※ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

お問い合わせ先 ●障害児通所支援についてはお住まいの区市町村へ

●障害児入所施設については

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話:03-5320-4374